

### 出席停止に伴う手続きについて

学校保健安全法に基づき指定された疾病については、疾病の蔓延防止と十分な療養をしていただくための措置として「出席停止」となります。（欠席扱いにはなりません）

医療機関を受診され以下の疾病と言われたときは、速やかに学校へ連絡をお願いします。

医師の治療および指導を受け、医師の許可を得てから登校させていただくことになります。登校に際しては、きりとり線下の治癒報告書をご家庭で記入いただき、学校へ提出願います。

#### 該当する病名

風疹（三日ばしか）	水痘（水ぼうそう）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
インフルエンザ	麻疹（はしか）	手足口病 咽頭結膜熱（プール熱）
伝染性紅斑（リンゴ病）	溶連菌感染症	百日咳 流行性角結膜炎（はやり目）
伝染性膿痂疹（とびひ）	O-157	マイコプラズマ肺炎の急性期
髄膜炎菌性髄膜炎	流行性嘔吐下痢症	など

※出席停止期間は発症して欠席した日から医師の登校許可ができるまでとします。

.....きりとり線.....

令和 年 月 日

一宮市立木曾川東小学校長 様

#### 治癒報告書

下記の通り治癒し、登校許可ができましたので報告いたします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

病名・診断名 \_\_\_\_\_

治癒年月日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受診医療機関 \_\_\_\_\_